

南大阪看護専門学校

自己評価者および学校関係者評価者における守秘義務規程

第1条 南大阪看護専門学校が（以下「学校」という）実施する自己点検評価および学校関係者評価（以下「自己および関係者評価」という）に従事する評価者は目的および異議を十分に理解し、学校の運営および教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動をしなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、南大阪看護専門学校の学校評価実施規程に定める自己評価委員および学校関係者評価委員をいう。

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料および訪問調査結果その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第2条の委員として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として学校が作成した刊行物
- (3) 当該年度の自己評価結果および学校関係者評価結果が公表された後に於ける当該年度の評価に従事した全ての評価者の職氏名

第5条 評価者は本校事務局から渡された自己点検評価および学校関係者評価に関する資料のうち未公表の資料および学校が指定する資料は評価活動終了後速やかに学校事務局に返却しなければならない。

第6条 この規程に定めのないもの。およびこの規程の施行に必要な事項は別に定める。

附則

この規程は平成27年9月1日から施行する。